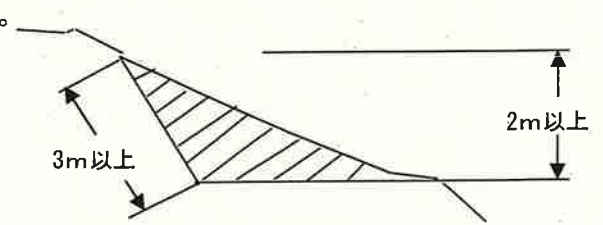


表—1（制 限 行 為）

	地すべり等防止法（第 18 条第 1 項）	地すべり等防止法施行令
第 一 号	（許可を要する行為） 地下水を誘致し、又は停滞させる行為 で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為 （政令で定める軽微な行為を除く。）	（許可を要しない行為） 一 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他のろう水のおそれの少ない管渠でその有効断面積が 45 平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為（注 管径の場合は内径約 7.5 センチメートル） 二 地下水をくみ上げる行為（1 馬力をこえる動力を用いてくみ上げる行為を除く。） 三 水道管（有効断面積が 45 平方センチメートルをこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管その他これらに類する物件の埋設 四 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為
第 二 号	（許可を要する行為） 地表水を放流し、又は停滞させる行為 その他地表水の浸透を助長する行為 （政令で定める軽微な行為を除く。）	（許可を要しない行為） 一 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為 四 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為 五 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯溜する行為 六 前各号に掲げるもののほか、地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為
第 三 号	（許可を要する行為） のり切又は切土で政令で定めるもの	（許可を要する行為） のり切にあつてはのり長 3 メートル以上のものとし、切土にあつては直高 2 メートル以上のものとする。 

地すべり等防止法 (第 18 条第 1 項)	地すべり等防止法施行令
(許可を要する行為) 第四号 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの (以下「他の施設等」という。) の新築または改良	(許可を要する行為) 一 断面積が 600 平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が 600 平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの (注 管径の場合は内径約 27.6 センチメートル) 二 容量が 6 立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が 6 立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすいもの 三 载荷重が 1 平方メートルにつき 10 トン (地形・地質その他の状況により都道府県知事が载荷重を指定した場合には、当該载荷重) 以上の施設又は工作物
(許可を要する行為) 第五号 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	(許可を要する行為) 一 地表から深さ 2 メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から 5 メートル (地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離) 以内の地域における掘さく (地すべり防止施設から 1 メートルをこえる地域における地表から深さ 50 センチメートル未満の掘さくで、当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。) 二 载荷重が 1 平方メートルにつき 10 トン (地形・地質その他の状況により都道府県知事が载荷重を指定した場合には、当該载荷重) 以上の土石その他の物件の集積

【法 18 条 1 項 3 号に該当するのり切・切土】

